

保険に加入しよう

●自賠責保険とは

自賠責保険とは、車両所有者に法令で加入が義務付けられている保険となっており、強制保険とも言われています。

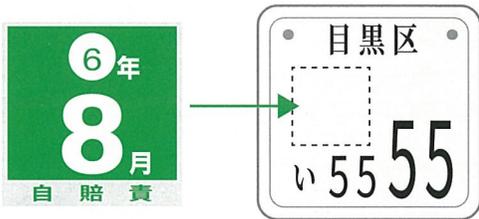
自賠責保険(強制保険)は、被害者を救済することを目的とした保険のため、他人を負傷させたり、死亡させた場合のみ補償が適用されます。

保険料	
電動キックボード 【特定小型原動機付自転車】	1年契約 6,650円
	2年契約 8,040円(年間4,020円)
	3年契約 9,400円(年間3,133円)
	4年契約 10,730円(年間2,682円)
	5年契約 12,040円(年間2,408円)

※2024年1月時点

●自賠責保険の加入手続きは、コンビニでも可能

1. 店頭のマルチコピー機で、必要情報(氏名、住所、電話番号、車種、登録番号、車体番号、使用の本拠地、保険始期日、保険期間)を入力
2. 払込票を印刷
3. レジで保険料を支払い
4. ステッカーとしおりを受け取る
5. マルチコピー機で自賠責証明書を印刷
6. ステッカーをナンバープレートに貼り付ける



●任意保険について

自賠責保険は対人補償に限られるため、自損事故・物損事故をカバーできません。

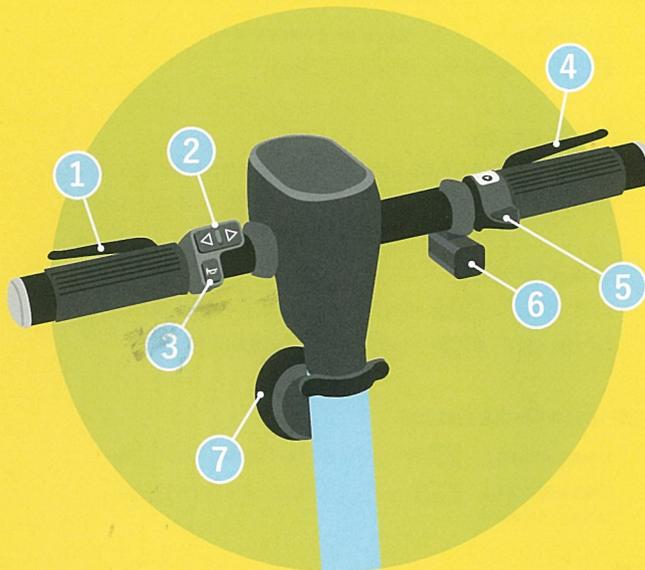
事故の補償範囲が気になる人は、任意保険の加入もおすすめです。

任意保険は、自賠責保険ではカバーできない自損事故・物損事故を補償してくれます。

任意保険の加入は各保険会社へお問い合わせください。

機体・パーツ説明

※メーカーによって違いがあります。



① 後輪ブレーキ

② ウィンカー(方向指示器)

右左折時に各方向の「←→」にスイッチを動かすことで、フロントウィンカー・リアウィンカーのランプが点滅します

③ クラクション(警音器)

④ 前輪ブレーキ

⑤ アクセル

助走後、右手親指でゆっくり押して操作します(急に押し込まない)

⑥ 歩道通行車モード切替ボタン(時速6km制限)

⑦ フロントライト(前照灯)

正しく乗ろう 電動キックボード

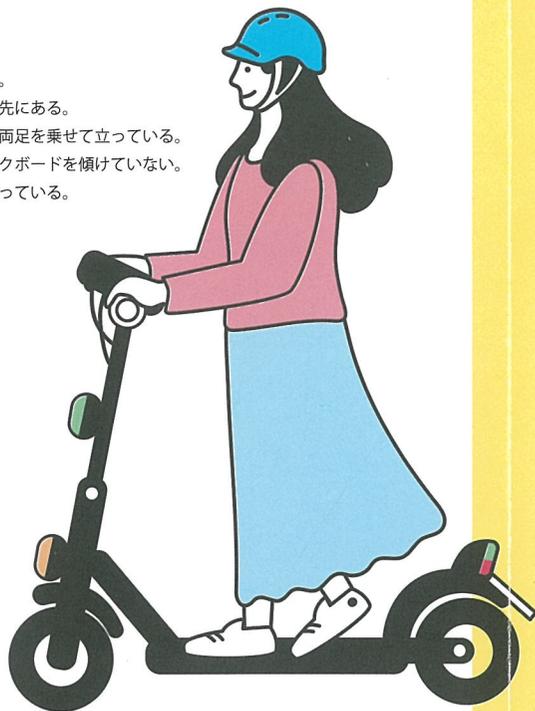
【特定小型原動機付自転車】



運転の基本を覚えよう

● 走行中の姿勢

- ・背筋が伸びている。
- ・目線が進行方向の先にある。
- ・ボードの真ん中に両足を乗せて立っている。
- ・右左折時体やキックボードを傾けていない。
- ・両手でハンドル握っている。



● 走行から停車まで ※機種によって操作方法が異なる場合があります。

1. 歩道では押し歩きをしてください。
2. 周囲を確認し、歩道から車道にゆっくりと出しましょう。
3. 発進：1、2度地面を蹴り助走してから両足をボードに乗せゆっくりアクセルを押してください。
4. 走行：乗車時は、車道の左側を走行しましょう。
5. 左折：歩行者がいらないか注意し、←ウインカーを出してゆっくり左折しましょう。
6. 右折：どのような交差点でも「二段階右折」しなければなりません。(右ページ参照)
7. 停車：目的地が近づいてきたら徐々にブレーキをかけて降車します。

● 歩道通行車モード

- ・最高速度表示灯を点滅させる。(緑ランプ)
- ・時速6kmを超える速度を出すことができない。
- ・歩道通行は、普通自転車等及び歩行者等専用の標識のある歩道に限られる。



※上記を満たす場合に限り、歩道を通行することができる。

交通ルールを守ろう

● 電動キックボード(特定小型原動機付自転車)の制限速度

【車道】時速20km 【歩道】時速6km(最高速度表示灯を点滅)

罰則 ▶ 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

● 二人乗りの禁止

親が運転し子供が前に乗ることや、幼児をオンプ紐で乗せるのも違反になります。

【定員外乗車】 反則金 ▶ 5,000円 または 罰則 ▶ 5万円以下の罰金等

● 飲酒運転の禁止

【酒酔い運転】 罰則 ▶ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【酒気帯び運転】 罰則 ▶ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

● 16歳未満の運転は禁止

【16歳未満の運転】 罰則 ▶ 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

【16歳未満に提供】 罰則 ▶ 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

(貸す、買い与える、譲渡する等)

● 信号機の信号等に従う義務

【原付：信号無視(赤色等)】 反則金 ▶ 6,000円

● 通行の禁止等 【原付：通行禁止違反】 反則金 ▶ 5,000円



通行止め



車両通行止め



車両進入禁止



特定小型原動機付自転車・自転車通行止め



指定方向外進行禁止



一方通行



特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

● 一時停止すべき場所

【原付：指定場所一時不停止等】 反則金 ▶ 5,000円



● 車道通行の原則

特定小型原動機付自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません(自転車道も通行することができます)。道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では左側端に寄って通行しなければなりません。

【原付：通行区分違反】 反則金 ▶ 6,000円 【原付：通行帯違反】 反則金 ▶ 5,000円

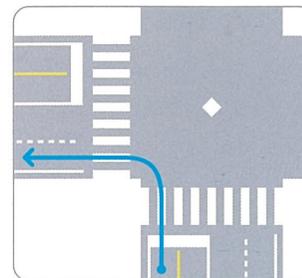
● 歩行者の優先

歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前(停止線があるときは、停止線の手前)で一時的停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

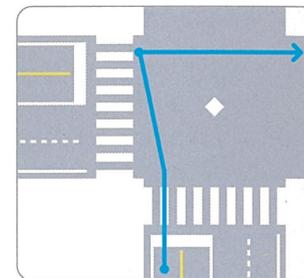
【原付：横断歩行者等妨害等違反】 反則金 ▶ 6,000円

● 左折又は右折の方法

【左折の方法】



【右折の方法】



左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめウインカーを操作して左折の合図を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと(いわゆる二段階右折)

【原付：交差点右左折方法違反】 反則金 ▶ 3,000円

● 乗車用ヘルメットの着用

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



● 交通事故の場合には

交通事故が起きたときは、負傷者を救護したり、直ちに警察官に交通事故について報告しなければなりません。これらの措置を講じなければ、いわゆる「ひき逃げ」になります。

【救護義務違反】 罰則 ▶ 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金等